

食の安全・安心推進横浜会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 21 日健食品第 1226 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 3 月 14 日健食品第 1497 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、食の安全・安心推進横浜会議（以下「食の横浜会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する食の横浜会議の担当事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市の食の安全の施策に関すること。
- (2) 横浜市食品衛生監視指導計画に関すること。
- (3) その他横浜市の食の安全・安心の確保に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 食品関係団体を代表する者
 - (4) 食品関係事業者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 食の横浜会議に、食の安全・安心に関する専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 食品関係団体関係者
 - (4) 食品関係事業者

- 3 臨時委員は、第1項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 食の横浜会議に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
 - 3 会長は、食の横浜会議を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
 - 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 食の横浜会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 食の横浜会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 食の横浜会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 食の安全・安心の確保について調査審議するため、食の横浜会議に部会を置く。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、食の横浜会議の会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長は、食の横浜会議の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 食の横浜会議の庶務は、医療局健康安全部食品衛生課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、食の横浜会議の運営に関し必要な事項は、会長が食の横浜会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(横浜市食の安全懇話会設置要綱の廃止)
- 2 横浜市食の安全懇話会設置要綱(平成15年衛食品第315号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年12月6日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初の食の横浜会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。